

議題 地域密着型通所介護事業所の指定について①

事業所の概要

申請者	社会福祉法人印西地区福祉会
事業所名称	地域密着型デイサービスセンターみどり荘
所在地	印西市大森 4 4 7 6 番地 1
指定予定年月日	令和 6 年 1 1 月 1 日
利用定員	1 8 名

添付書類

- 1 運営規程
- 2 重要事項説明書
- 3 平面図及び写真

地域密着型デイサービスセンターみどり荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人印西地区福祉会が開設する地域密着型デイサービスセンターみどり荘が行う指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、指定地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

4 事業者は常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

5 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

(1) 名 称 地域密着型デイサービスセンターみどり荘

(2) 所在地 印西市大森4476番1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護職員と兼務）

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 提供日ごとに、サービス提供時間数に応じて専従で1名以上。

生活相談員は、ケアプラン個別援助計画などの実施により利用者の心身健康維持及び生活の質の向上を目指し援助を行う。

(3) 看護職員 単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。

看護職員は、利用者の健康維持増進に細心の注意を払い十分観察し医師、訪問看護やケアマネ、家族等と連携を保ち処置、治療を行うとともに疾病の予防に努める。

(4) 介護職員 提供時間帯にサービス提供時間数に応じて利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上。

介護職員は、利用者の視点に立ち介護計画に基づく個別の処遇を実施し、利用者が幸福で快適な生活がおくれるように努める。

(5) 機能訓練指導員 提供日ごとに、1名以上。（看護職員と兼務）

（提供日及び提供時間）

第5条 事業所の提供日及び提供時間は、次のとおりとする。

(1) 提供日 月曜日から土曜日までとする。（12月31日から1月3日までを除く）

(2) 提供時間 午前9時から午後5時までとする。（サービス提供時間は午前8時55分から午後4時10分までとする。緊急を要する場合等については、適宜対応することとする。）

（地域密着型通所介護事業の利用定員）

第6条 地域密着型通所介護事業の1日の利用定員は、第1号通所事業サービスとあわせて18名とし、それを遵守する。

（地域密着型通所介護の内容及び利用料等）

第7条 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、介護サービスを提供した場合の料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割、2割又は3割とする。

(1) 通常要する時間を超える地域密着型通所介護において利用者の選定に関わるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内においてサービス基準額を超える費用

(2) 食事の提供に要する費用(昼食660円)

(3) おむつ代

(4) 1から3以外、地域密着型通所介護のサービス提供のうち日常生活においても通常必要となるものに係わる費用でその利用者に負担させることが適当と認められる費用

基準事業

- ア 生活指導
- イ 日常生活動作訓練
- ウ 養護
- エ 家族介護者教室
- オ 健康チェック
- カ 送迎

地域密着型通所介護

- ア 入浴サービス
- イ 給食サービス

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、印西市を地域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者がサービス提供を受ける際、事故防止の為機能訓練室及び機能訓練器具等の利用にあたっては職員の指示のもと行うこととし、また食事・入浴・レクリエーションの時間及び器具の取り扱いについても同様とする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に備え消防計画を策定し、関係機関等との連携体制を整備し、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うと共に当該施設の自衛消防隊組織にて人命安全を確保する。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時における対応)

第 12 条 利用者の急変など緊急時においては協力病院と連携し迅速に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の為の指針を整備

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は感染症又は非常災害発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、通所介護従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 15 条 事業者は指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民、包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、概ね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

2 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を調整する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を生じるものとする。
- 5 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低
5 年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人印西地区福施会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

重要事項説明書

地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0476-40-3636(午前8時00分～午後5時00分まで)

担当

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 デイサービスセンターみどり荘の概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービスセンターみどり荘
所在地	千葉県印西市大森 4476 番 1
事業所番号	地域密着型通所介護 (号) 通所介護相当サービス (号)
サービスを提供 する対象地域	印西市にお住まいの方

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)同事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉主事 介護福祉士	1名		事業所の従業員の管理、業務の実施 状況の把握、その他の管理を一元的に 行う。
生活相談員	社会福祉主事 介護福祉士	1名 以上		ケアプラン個別援助計画などの実施に より利用者の心身維持及び生活の質 の向上を目指し援助を行う。
看護職員	看護師		2名 以上	利用者の健康維持・増進に細心の注 意をはらい、十分観察し、医師と連携を 保ち処置、治療を行い疾病の予防に 努める。
	准看護師			
介護職員	介護福祉士		1名 以上	利用者の視点に立ち、介護計画に基 づく個別の処遇を実施し、利用者が幸

	その他	1名 以上	5名 以上	福で快適な生活が送れるように努める。
--	-----	----------	----------	--------------------

(3)同センターの設備の概要

定 員	18 名	静養室兼ケア一室	1 室(19.94 m ²)
事務室	1 室(21.84 m ²)	相談室	1 室(11.28 m ²)
食堂兼機能訓練室	1 室(152.63 m ²)	多目的室	1 室(26.91 m ²)
浴室	1 室(31.70 m ²) 一般浴槽と中間浴槽があります。	脱衣室	1 室(17.05 m ²)
		医務室兼静養室	1 室(27.1 m ²)

(4)営業時間

月～土・祝日	午前8時55分～午後4時10分(12/31～1/3を除く)
日曜日	定休日

※緊急連絡先電話番号:0476-40-3636

3 サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ レクリエーション等

4 料金

(1) 利用料

① 域密着型通所介護及び通所介護相当サービス利用料(単位)

	介護保険適用時の単位数(1割)	
要支援1、事業対象者	1,798単位/月	436単位/回(月3回まで)
要支援2、事業対象者	3,621単位/月	447単位/回(月7回まで)
要介護度1	658単位/日	
要介護度2	777単位/日	
要介護度3	900単位/日	
要介護度4	1,023単位/日	
要介護度5	1,148単位/日	

② 加算料金(単位)

加 算	基本単位(1割)	
入浴介助加算Ⅰ	40単位/日	
科学的介護推進体制加算	40単位/月	
送迎減算	-47単位/片道	事業所が送迎を行わない場合
サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/日	要介護
	24単位/月	要支援1、事業対象者
	48単位/月	要支援2、事業対象者
介護職員処遇改善加算Ⅱ	90/1000単位	1月の総単位数(所定単位数)に対し

・感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合、3か月間、基本利用料の3%の加算を行います。ただし、利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別な事情があると認められる場合は一回(3か月間)の延長があります。

・介護保険適用時自己負担額

※総費用額の1割(又は負担割合証に応じた割合)が自己負担分となります。

※印西市は地域区分 5級地に該当するため 10.45円/単位の設定となります。

③ その他の費用

・食材料費 1食あたり 660円(全額自己負担)

・喫茶おやつ代 1食あたり 70円(全額自己負担)

・その他 オムツ代・レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

(2) キャンセル料

お客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	利用料金の無料
②ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	利用料金の30%
③ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	利用料金の50%

※ご利用日が月曜日または休前日の場合にご注意下さい。

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので20日までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、指定口座より、自動引落(毎月20日、休日は翌営業日)となります。自動引落以外の方は、振込みをお願いします。(手数料は本人負担となります。)

5 当事業所の特徴

(1) 運営方針

管理者や従業者は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立し日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。また、利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
時間延長の可否	否	
従業員への研修の実施	有	年2回継続研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

(3) サービス利用にあたっての注意事項

- ◎ 送迎時間の連絡
- ◎ 体調確認
- ◎ 体調不良によるサービスの中止・変更
- ◎ 食事のキャンセル
- ◎ 時間変更
- ◎ 設備・器具の利用
- ◎ その他

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親

族・居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7 非常災害対策

- ・非常時の対応 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成
定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ・防災設備 スプリンクラー設備・屋内外消火栓・非常ベル・非常通報装置・消火器・
誘導灯設備
- ・防火訓練 年1回
- ・防火責任者 管理者

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用相談・苦情

担当者 管理者、生活相談員 電話0476-40-3636

② その他

印西市 介護保険課 電話0476-42-1111

国民健康保険団体連合会 電話043-254-7428

9 当社の概要

名称 法人種別 社会福祉法人 印西地区福祉会

代表者役職・氏名 理事長 中嶋 三千男

本部所在地 千葉県印西市竜腹寺342番2

電話番号 0476-80-8800

定款の目的に定めた事業 1.第一種社会福祉事業所

ア 特別養護老人ホームみどり荘の設置経営

2.第二種社会福祉事業所

ア 老人短期入所事業所(みどり荘)の設置経営

イ 老人デイサービス事業(みどり荘)の設置経営

ウ 老人居宅介護事業等の経営

施設・拠点等

特別養護老人ホーム 1ヵ所

短期入所生活介護 1ヵ所

短期入所生活介護予防 1ヵ所

地域密着型通所介護 1ヵ所

第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) 1ヵ所
居宅介護支援 1ヵ所

10 その他

<<<<<<<<<< 契約する場合は以下の確認をしてください>>>>>>>>>>

令和 年 月 日

デイサービスセンターみどり荘の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	事業者名	社会福祉法人 印西地区福祉会	
	住 所	千葉県印西市竜腹寺342番2	
	代表者名	理事長 中嶋 三千男	印
事業所	事業所名	デイサービスセンターみどり荘	
	住 所	千葉県印西市大森4476番1	
	説明者	所属	
		氏名	印

私は、契約書及び本書面により、当事業所についての重要事項の説明を受けました。

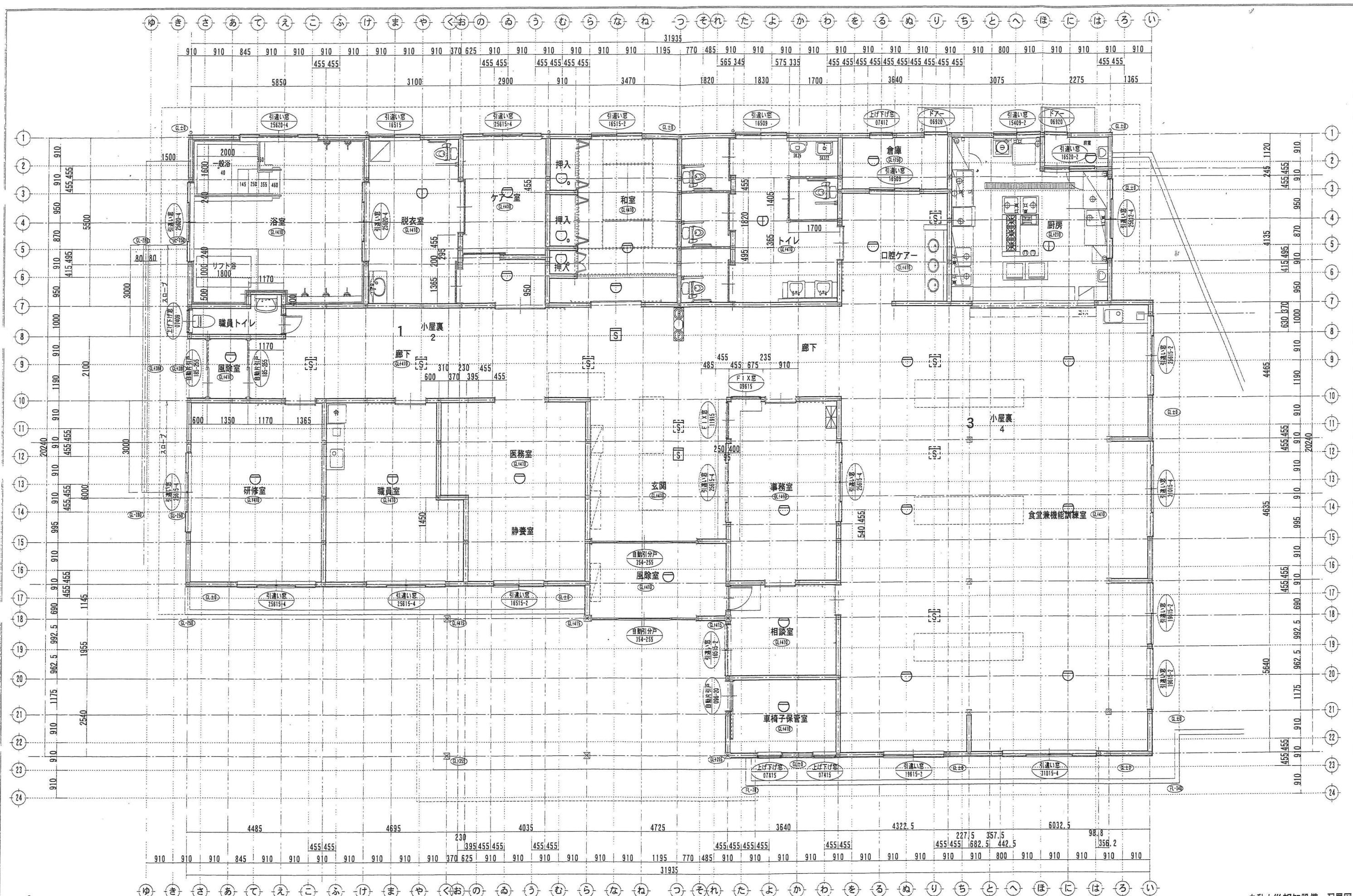
利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

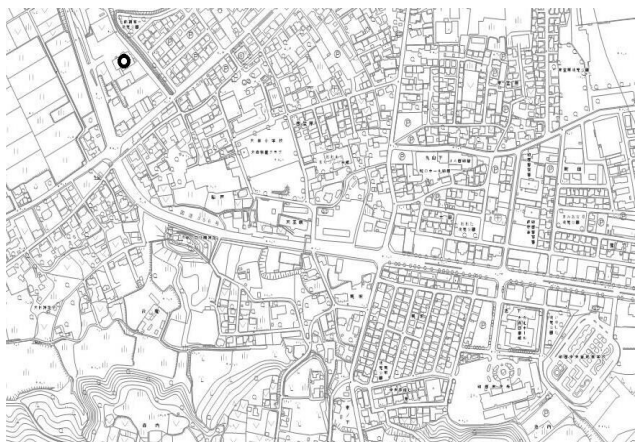
(続柄)



自動火災報知設備 配置図

デイサービスみどり荘

所在地



外観



事務室



相談室



静養室①



静養室②（兼ケア一室）



脱衣室・浴室



ケア室



機能訓練室



トイレ（入口）



トイレ



中廊下



地域密着型通所介護 デイサービスセンターみどり荘

人員基準

職種	基準	配置	判定
管理者	原則常勤専従 管理業務に支障がない場合は、同一施設の他の職務、同一事業者によって設置された他の事業所の管理者または従業員の兼務は可	常勤専従	○
生活相談員	生活相談員か介護職員のうち 1 人以上は常勤 資格：社会福祉主事任用資格等有資格者等 サービス提供時間数以上配置	常勤専従 介護福祉士 $7.25/7.25=1$	○
看護職員	単位ごとに 1 人専従配置 診療所、訪問介護ステーションとの連携による確保も可	2 名(非常勤専従 1、非常勤兼務 1)	○-
介護従業者	常時 1 人以上配置 有資格者 or 認知症介護基礎研修等の受講 生活相談員か介護職員のうち 1 人以上は常勤 利用者 16 人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数 $\geq (\text{利用者数}-15)/5+1 \times \text{平均提供時間数}$	常勤専従 2 名、非常勤専従 4 名 確保すべき勤務延時間数 $606\text{h}/24\text{d}=25.25\text{h} \geq$ $(18-15)/5+1 \times 7.25\text{h}=11.6\text{h}$	○
機能訓練指導員	1 人以上配置 資格：理学療法士、作業療法士、看護師等	看護師 非常勤兼務	○

設備に関する基準

施設・設備	基準	配置	判定
食堂・機能訓練室	支障がない広さがあれば同一の場所で可 $3 \text{ m}^2 \times \text{利用定員}$ 以上	$3 \text{ m}^2 \times 18 \text{ 人}=54 \text{ m}^2$ 152.6 m^2	○
静養室	遮蔽物を置くなど、利用者が静養できるよう配慮されているか	静養室（個室）	○
相談室	相談内容が漏洩しないよう配慮されているか	相談室（個室）	○
消防設備	消防法等による		○